		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―
		電話番号（　　）　　―

（記載上の注意）

１．特定資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すること。

２．「営業所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

３．国外に所在する営業所については、「営業所の名称及び所在地」に代えて所在国名のみを記載することができる。

（第４面）

10. 特定資金移動業の内容及び方法

⑴　特定資金移動業の内容及び方法

特定信託受益権の名称	
特定信託受益権の種類等	
特定信託為替取引の提供方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
為替レートの決定方法	
特定信託為替取引の標準履行期間	
営業日及び営業時間	